

第 5993 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース (2018年)平成30年 7月 6日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

⇨ 非居住被相続人、非居住贈与者

Q : 非居住被相続人又は非居住贈与者からの相続、遺贈、贈与は相続税又は贈与税が課されないそうですが、非居住被相続人又は非居住贈与者とはどんな人をいうのですか？

A : 次の人をいいます。

【解説】

お尋ねの非居住被相続人、非居住贈与者は、次の者をいいます。

1. 非居住被相続人

相続開始時に国内に住所を有していなかった被相続人で、相続開始前10年以内のいずれかの時に住所を有していたことがあるもののうち、いずれの時にも日本国籍を有さず、又は相続開始前10年以内のいずれの時にも住所を有していなかった者をいいます。

2. 非居住贈与者

贈与時に国内に住所を有していなかった贈与者で、①贈与前10年以内のいずれかの時に住所を有していたことがあるもの、又は②贈与前10年以内のいずれの時においても住所を有していなかった者をいいます。ただし、①の場合は、住所を有しなくなった日前15年以内に住所を有していた期間が10年以下であるもので、その間、引き続き日本国籍を有していなかった者に限られるとともに、住所を有しなくなった日前15日以内において住所を有していた期間の合計が10年を超えるものうち同日から2年を経過しているもので、その間、引き続き日本国籍を有していなかった者に限られます。

